○総務省・法務省・経済産業省告示第二号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第十条第一項の規定により特定認証業務の廃止の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年三月十三日

総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
経済産業大臣　宮沢　洋一

1　廃止に係る特定認証業務の名称　日本土地家屋調査士会連合会認証サービス
2　廃止に係る特定認証業務を行う者の名称　日本土地家屋調査士会連合会
3　廃止に係る特定認証業務を行う者の住所　東京都千代田区三崎町一丁目2番10号
4　認定の年月日　平成17年12月9日
5　廃止しようとする年月日　平成27年3月15日

○法務省告示第百五十五号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年四月十三日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十七年三月十三日

法務大臣　上川　陽子

沖縄縣宮古郡多良間村字仲筋四百七十九番地
下地マツガマ

○法務省告示第百五十六号

群馬県前橋市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年四月十三日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、前橋市役所又は前橋地方法務局に照会すること。

平成二十七年三月十三日

法務大臣　上川　陽子

群馬県勢多郡富士見村大字原之郷二千五百十三番地
狩野　忠作

○法務省告示第百五十七号

島根県松江市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年四月十三日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、松江市役所又は松江地方法務局に照会すること。

平成二十七年三月十三日

法務大臣　上川　陽子

島根県意宇郡大庭村大字大草二十八番屋敷二
足立　萬六

○文部科学省告示第五十号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第一号の規定に基づき、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十三日

文部科学大臣　下村　博文

別表第二エスコーラ・インテルクートゥラウ・ウニフィカーダ・アルコ・イリスの項の次に次のように加える。

各種学校インスチトゥト　エドゥカシオナル　ティー・エス　レクレアソン	埼玉県	平成二十六年十二月八日以降に当該課程を修了した者に限る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第五十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十七年三月十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表Ⅱに次のように加える。

186　気管支手術用カテーテル	323,000円

別表Ⅵ区分００６中「1,190円」を「1,279円」に改め、同表区分００７中「1,239円」を「1,346円」に改め、同表区分００８中「983円」を「1,090円」に改め、同表区分００９中「1,090円」を「1,197円」に改め、同表区分０１０中「2,104円」を「2,214円」に改める。

○厚生労働省告示第五十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号中⑬を⑭とし、⑫の次に次の一目を加える。

⑬　フッ化ナトリウム（洗口液に限る。）

○厚生労働省告示第五十九号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表京都府の項中「、八幡市及び綴喜郡井手町」を「及び八幡市」に改め、同表兵庫県の項中「、芦屋市」を削る。